

賠償責任保険運用規約

(目的)

第1条 この規約は、定款第7条第8項の規定により、福利厚生事業の一環として組合が締結した賠償責任に関する保険料・保険金について定めるものとする。

(保険の加入)

第2条 組合員は消防用設備等の保守点検事業として当組合が締結した賠償責任保険に加入しなければならない。

(2) この場合、組合員は一律20,000円を負担するものとし、不足分については直近決算額の売上金に応じて応分の負担をするものとする。

(3) 組合員は工事・補修事業については、当組合が締結した賠償責任保険について、任意に加入することができるものとする。

(4) この場合、任意加入希望者は、一律30,000円を負担するものとし、不足分については直近決算額の売上金に応じて応分の負担をするものとする。

(免責)

第2条の2 組合員の締結した賠償責任保険における免責額は、保守事業において5万円、工事・補修事業においては10万円の金額を設定する。

(事故報告)

第3条 賠償責任保険会社と契約した事故を起こした組合員は、3日以内に(事務局営業日)消防用設備等の点検・工事事故概要書(別紙)により組合事務局に報告書を提出しなければならない。

(事故対応)

第4条 事務局長は、直ちに報告書の内容を理事長・厚生委員長に報告し、場合により厚生委員会を開催し、対応を協議し、保険会社への事故報告・書類提出の有無についての判断・決定をしなければならない。

(事故の公表)

第5条 損保会社に保険金を請求した時点で、厚生委員長は事故を起こした組合員名及び事故内容を組合員に公表するものとする。

(2) 事故を起こした組合員は、原則この工事の復旧工事には参加することができない。

(特別負担金)

第6条 過失により保険金を受領した者は、この事故を深く反省し、組合員相互の注意喚起を促すため、組合に特別負担金を直ちに納入しなければならない。

(2) 特別負担金は保険金額の10%もしくは30万円を上限とする。

(その他)

第7条 この規約に定めのない事項について、緊急かつ必要事項が発生した場合は、四役会、又は厚生委員会において決定し、後日理事会の承認を得るものとする。

第8条 この規約は、平成29年5月27日より適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成28年4月1日より適用する。

(運用規約改正に伴う条項の修正)

第1条 平成29年5月27日第1条 第2条付加に伴い条項の修正

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成30年5月26日より適用する。

保険料の負担金(徴収)規程

賠償責任保険運用規約第2条第2項及び第4項の規定に定める「売上金に応じた応分の負担をする」との保険料の負担金(徴収)については、保守及び工事・補修分とのことおりに分けて次のように定める。

(1) 保守点検について

組合員は、基本料金として一律20,000円を負担し、なお不足が生じる場合は年間売上額15,000千円以上の企業で不足金の一単位を算出し売上金に応じて応分の負担をする。

(2) 工事・補修分について

工事補修加入組合員で基本料金一律30,000円を負担し、なお不足を生じる場合は年間売上高20,000千円以上の企業で不足金の一単位を算出し売上金に応じて応分の負担をする。

なお、保守点検、工事補修とも基本料金を変更する際は総会の承認を得ることとし、不足金が生じた場合に年間売上額の変更をする際は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成30年4月1日より適用する。